

特定健康診査等実施計画

セールスフォース健康保険組合

2024年4月

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、6年ごとに6年を一期として特定健康診査等実施計画を定めることとする。

当健康保険組合の現状

当健康保険組合は、米国に本社を構えるSalesforce.com, Inc. の日本法人として「ビジネスは社会を変えるための最良のプラットフォームである」という信念のもとに「ビジネス」と「社会貢献」の両立に挑戦し続ける株式会社セールスフォース・ジャパンを母体とした健康保険組合である。

当健康保険組合に加入している被保険者は東京オフィスに9割以上が勤務している。

また、平均年齢は約39歳で、男女の構成比は7：3となっている。

健康診断は、被保険者・被扶養者の特定健康診査の受診率向上を目的に利便性等を考慮しながら、医療機関と契約している。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。

これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

今後、市町村国保の行う健康診査を受診している被扶養者の数を調査し、そのデータを受領するとともに、今後は当健康保険組合が主体となって特定健康診査を行いそのデータを管理する。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業主と当健康保険組合は共同で健康診断の運用を行う。健診費用については、労働安全衛生法に規定の項目は事業主が負担し、組合は事業主へ労働安全衛生法に関わる健診データを提供する。

保健指導においては当健康保険組合にて委託業者と契約し実施する。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

特定健康診査等の具体的な実施計画

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

2029年度における特定健康診査の実施率を90%以上（基本指針 単一健保目標値）とする。

この目標を達成するために、2024年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
被保険者	95.0%	96.0%	97.1%	98.0%	99.0%	100.0%
被扶養者	40.4%	45.0%	49.5%	54.2%	58.9%	63.6%
被保険者＋扶養者	80.0%	82.0%	84.0%	86.0%	88.0%	90.0%

2 特定保健指導の実施に係る目標

2029年度における特定保健指導の実施率60%以上（基本指針 単一健保目標値）とする。

この目標を達成するために、2024年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

被保険者＋扶養者	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
40歳以上対象者	2,204	2,315	2,430	2,551	2,678	2,812
対象者数	442	464	486	512	536	564
実施率	45.2%	48.3%	51.0%	54.3%	57.1%	60.3%
実施者数	200	224	248	278	306	340

3 特定健康診査等の実施の成果に係る目標

メタボリックシンドロームの該当者と予備群等の率を2023年度以下を持続する。

II 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所

特定健康診査は、契約医療機関で人間ドックや生活習慣病健診に包含して実施する。

特定保健指導は、複数保健指導機関に委託する。

2 実施項目

実施項目は、標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章に記載されている健診項目とする。

3 実施時期

特定健診は受診率向上を目指し実施時期を設定する。2024年は被保険者・被扶養者とも12月までとする。

特定保健指導は年間を通じ実施する。

4 委託の有無

① 特定健康診査

基本的に契約医療機関を利用する。

一部地方自治体等の実施する特定健康診査を利用した被扶養者については、そのデータを入手し使用する。

② 特定保健指導

基本的に標準的な健診・保健指導プログラム第1編第1章1－5の考え方にに基づきアウトソーシングする。

委託機関を通じて全国での利用が可能となるよう措置する。

5 受診方法

原則、対象者が自分で受診申込を行い受診する。

申込は当健康保険組合のホームページを通じて行う。

6 周知・案内方法

周知は、当健康保険組合ホームページ及び事業主経由（イントラネットに掲載）により周知を図る。

7 健診データの受領方法等

健診データは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データを受領し、当健康保険組合で保管する。

特定保健指導は外部委託先機関実施分についても同様に電子データで受領するものとする。

なお、保管年数は実施年から5年とする。

Ⅲ 個人情報の保護

当健康保険組合は、セールスフォース健康保険組合個人情報保護管理規程を遵守する。

当健康保険組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健康保険組合のデータ保護管理者は、常務理事とし、データの利用者は当健康保険組合の職員に限る。
外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

Ⅳ 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、ホームページに掲載する。

Ⅴ 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

毎年度評価を行い、目標との乖離を把握して、次年度以降の取組に活かす。

目標と大きくかけ離れた場合、又、その他必要がある場合には、見直すこととする。

Ⅵ その他

本実施計画の円滑な実施のため、事業主との緊密な連携・協力体制を構築していくこととする。